

東大和市キッチンカー出店事業に係る調整運營業務委託仕様書（案）

1 契約名

東大和市キッチンカー出店事業に係る調整運營業務委託

2 業務目的

市有地等においてキッチンカーによる飲食物販売を実施することにより、市有地等の賑わい創出及び魅力向上を図るとともに、来庁者及び施設利用者の利便性向上に資することを目的とする。

3 履行期間

令和8年9月1日から令和11年3月31日まで

4 実施場所

東大和市が指定する場所

5 業務内容

受託者は、市が指定する場所においてキッチンカーによる飲食物販売を円滑に実施するため、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 出店事業者の募集及び選定

- ① キッチンカー事業者の募集
- ② 出店希望者との連絡調整
- ③ 利用者ニーズ及び営業実績等を考慮した出店事業者の選定
- ④ 同一の場所において定期的に出店を行う場合、飲食ジャンルの偏りが生じないよう配慮した出店計画の作成

(2) 出店調整業務

- ① 出店日時、出店場所及び販売内容の調整
- ② 原則として出店予定日の1か月前までに出店計画を市へ報告
- ③ 出店事業者の変更等が生じた場合は速やかに市へ報告
- ④ 市と協議のうえ出店事業者を決定
- ⑤ 市からの要請に基づき、市が指定する場所及び日時において出店事業者を手配すること。
- ⑥ 市有地等の活用及び賑わい創出を目的として、受託者は市が使用を認める場所の範囲内において、自ら出店場所、出店日時及び出店内容を企画し、市に提案することができる。
- ⑦ 前号の提案を行う場合は、出店計画書を事前に市へ提出し、承認を得るものとする。
- ⑧ 受託者は、利用者ニーズ、周辺環境、施設特性等を踏まえ、出店機会の拡大及び

賑わい創出に資する提案に努めるものとする。

- (3) 出店事業者への指導及び管理
 - ① 関係法令の遵守に関する指導
 - ② 衛生管理及び安全管理に関する指導
 - ③ 苦情及びトラブル防止に関する指導
 - ④ 出店場所及び周辺環境の保全に関する指導
- (4) 運営業務
 - ① 出店に係る各種調整
 - ② 出店ルールの周知及び遵守確認
 - ③ 利用者及び出店事業者からの問い合わせ対応
 - ④ 営業に伴う苦情等への一次対応
 - ⑤ 事故発生時の初動対応及び市への報告
- (5) 広報及び賑わい創出
 - ① SNSその他の媒体を活用した情報発信
 - ② 利用促進及び賑わい創出に資する企画提案
 - ③ 季節行事その他市の事業との連携提案
- (6) 実績報告
 - ① 出店実績（日時、場所、店舗名）
 - ② 出店事業者一覧
 - ③ 販売状況及び利用状況
 - ④ 苦情、事故等の発生状況
 - ⑤ 今後の改善提案

6 出店事業者の資格要件

受託者は、次の要件を満たす事業者のみを出店させるものとする。

- (1) 食品衛生法に基づく営業許可を有していること。
- (2) 食品表示法に基づく必要な表示を行っていること。
- (3) 生産物賠償責任保険（PL保険）又はこれに準ずる保険に加入していること。
- (4) 暴力団員その他反社会的勢力に該当せず、またこれらと密接な関係を有していないこと。
- (5) 関係法令を遵守して営業を行うことができること。

7 受託者の参加資格要件

受託者は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (2) 暴力団員その他反社会的勢力に該当せず、またこれらと密接な関係を有していないこと。

(3) キッチンカー又は移動販売事業者の調整・運営に関する実績を有すること。

8 費用負担

(1) 本業務の実施に要する費用は、受託者又は出店事業者が負担するものとする。

(2) 市は、本業務に関する委託料、補助金その他一切の費用を負担しない。

(3) 市は、受託者及び出店事業者から出店料その他の使用料を徴収しない。

9 事故及び損害賠償

(1) 営業に伴い発生した事故、食中毒その他第三者への損害については、受託者の責任において対応するものとする。

(2) 受託者は事故等が発生した場合は、速やかに市へ報告しなければならない。

10 原状回復

受託者は、営業終了後、出店場所及び周辺の清掃を行い、原状回復しなければならない。

11 業務の停止等

市は、災害、施設管理上の都合その他やむを得ない事情がある場合は、出店の中止又は停止を指示することができる。

12 その他

本仕様書に定めのない事項については、市と受託者が協議のうえ決定する。